

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

### 香川県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員</p> <p>エ <u>香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員</p> <p>オ・カ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合（<u>第6号から第8号</u>までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>の適用を受ける職員</p> <p>(3) <u>香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>の適用を受ける職員</p> <p><u>(4)～(8)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>第3条 給与条例第14条の5第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）となった者</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合（<u>第5号から第7号</u>までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>の適用を受ける職員</p> <p><u>(3)～(7)</u> 略</p> <p>2 略</p>

(勤勉手当の支給割合の基準)

第10条 給与条例第14条の8第2項の規則で定める基準は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(以下「期間率」という。)に第14条又は第15条に規定する職員の勤務成績による割合(以下「成績率」という。)を乗じて得た割合を勤勉手当の支給割合とすることとする。

(勤勉手当の成績率)

第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下(第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の111以上100分の185以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満(特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の71(特定幹部職員にあっては、100分の91)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満(特定幹部職員にあっては、100分の91未満)

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定めるときには、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合においては100分の35超(特定幹部職員にあっては、100分の45超)、12月に支給する場合においては100分の40超(特定幹部職員にあっては、100分の50超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合においては100分の35

(勤勉手当の支給割合の基準)

第10条 給与条例第14条の8第2項の規則で定める基準は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第14条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合を勤勉手当の支給割合とすることとする。

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 100分の145(第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の185)
- (2) 再任用職員 6月に支給する場合においては100分の70(特定幹部職員にあっては、100分の90)、12月に支給する場合においては100分の80(特定幹部職員にあっては、100分の100)

2 前項に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(特定幹部職員にあつては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満(特定幹部職員にあつては、100分の45未満)、12月に支給する場合には100分の40未満(特定幹部職員にあつては、100分の50未満)

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第16条 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第17条・第18条 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 保健医療大学長	100分の25
議会事務局長 略	
略 東京事務所長	100分の20
略 知事公室長 会計管理者 ※教育次長 略	100分の15
略 保健医療大学事務局長	100分の10

第15条・第16条 略

別表第1 (第5条の2、第5条の4関係)

職	割合
略 保健医療大学長 中央病院長 議会事務局長 略	100分の25
略 東京事務所長 中央病院事務局長 中央病院副院長 病院長(中央病院長を除く。) がん検診センター所長	100分の20
略 知事公室長 ※教育次長 略	100分の15
略 保健医療大学事務局長	100分の10

大阪事務所長 略	
<p>※印の付されている職のうち、右欄に掲げる割合が100分の25である職及び100分の15である職にあつては給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）別表第1の区分欄に定める区分が2種又は3種である場合、右欄に掲げる割合が100分の10である職にあつては規則別表第1の区分欄に定める区分が4種である場合又は職務の級が行政職給料表8級である場合に限る。</p>	

※中央病院看護部長 丸亀病院事務局長 大阪事務所長 略	
<p>※印の付されている職のうち、右欄に掲げる割合が100分の25である職及び100分の15である職にあつては給料の特別調整額表に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）別表の支給割合が100分の20である場合、同欄に掲げる割合が100分の10である職にあつては規則別表の支給割合が100分の18である場合又は職務の級が行政職給料表8級である場合に限る。</p>	

別表第2（第5条の3関係）

給料表	職員	割合
略		
3 研究職給料表	(1) 略	
	(2) 試験研究機関の長の職及び副場長の職並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15
	(3)・(4) 略	
4 医療職給料表(一)	(1) 本庁の部長及び次長並びにこれらに相当する職にある職員	100分の20
	(2) 本庁の課長及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15

別表第2（第5条の3関係）

給料表	職員	割合
略		
3 研究職給料表	(1) 略	
	(2) 試験研究機関の長の職及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15
	(3)・(4) 略	
4 医療職給料表(一)	(1) 病院の院長及び本庁の次長並びにこれらに相当する職にある職員	100分の20
	(2) 病院の副院長（人事委員会の認める職に限る。）及び部長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15

	(3) <u>本庁の課長補佐及びこれに相当する職にある職員</u>	100分の10
	(4) 略	
5 医療職給料表(二)	(1) 略	
	(2) <u>食肉衛生検査所長及び家畜保健衛生所長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の15
	(3)・(4) 略	
6 医療職給料表(三)	(1) 略	
	(2) <u>主幹である職員及び人事委員会の認める職員</u>	100分の15
	(3) <u>小豆総合事務所の課長及び保健福祉事務所の課長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の10
	(4) 略	
7 大学教育職給料表	(1)・(2) 略	
	(3) <u>准教授である職員及び人事委員会の認める職員</u>	100分の10
	(4) 略	

	(3) <u>医長及びこれに相当する職にある職員</u>	100分の10
	(4) 略	
5 医療職給料表(二)	(1) 略	
	(2) <u>中央病院薬剤部長、食肉衛生検査所長及び家畜保健衛生所長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の15
	(3)・(4) 略	
6 医療職給料表(三)	(1) 略	
	(2) <u>看護部長及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の15
	(3) <u>副看護部長(人事委員会の認める職に限る。)、看護師長、看護主任、小豆総合事務所の課長及び保健福祉事務所の課長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の10
	(4) 略	
7 大学教育職給料表	(1)・(2) 略	
	(3) <u>助教授である職員及び人事委員会の認める職員</u>	100分の10
	(4) 略	

別表第4（第17条関係）  
略

別表第4（第15条関係）  
略

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年6月に支給する勤勉手当の成績率については、改正後の第14条又は第15条の規定により難い特別の事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。